

新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変学生に対する学費減免について

新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響により家計が急変した世帯の学生で、学費の納付が著しく困難に陥った者に対して学費（授業料、施設設備費）を減免し、学業の継続を援助する「新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変学生に対する学費減免」制度を新設いたしました。

この制度に申請できる者は、以下の選考基準を全て満たす本学学生です。

- (1) 本学の学生で、卒業・修了に向け、熱意をもって勉学に励む者
- (2) 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援の受給証明書の提出ができる者、又は、事由発生後の世帯所得が前年の所得と比較し2分の1以下と認められる者
- (3) 当該年の世帯所得見込みが、給与所得者の場合は841万円以下、給与所得者以外の場合は355万円以下である者
- (4) 日本学生支援機構の給付奨学金（「家計急変」含む。）および高等教育の修学支援新制度の条件に適合する場合、これらを申請する者、又は、既に適用を受けている者

選考委員会により学費減免対象と認定された者は、令和2年度の前期または後期いずれか半期分の学費（授業料、施設設備費）のうち、高等教育の修学支援新制度の対象とならない部分の免除を受けることができます。

申請希望者は、所定の「学費減免願」、「学修計画書」に加え、選考基準を認定し得る書類や資料（世帯全員の所得証明書、新型コロナウイルスの影響により家計が急変したことを証明する書類、給付奨学金・修学支援新制度の申請書など）の提出が必要です。

申請用紙や規則については、学生支援センター学生担当までご請求ください。

申請締め切り 【前期学費対象】 令和2年7月31日（金）必着

【後期学費対象】 令和3年1月29日（金）必着 ※

※但し、令和2年度卒業(修了)予定者は、令和2年12月25日（金）必着

奈良大学 学生支援センター学生担当

TEL 0742-41-9505

(平日8:30~16:50 土曜日8:30~12:30)